



2026年3月25日

各位

会社名 恵和株式会社  
代表者名 代表取締役社長 長村 恵式  
(コード番号: 4251 東証プライム)  
問合せ先 常務取締役 ESL 室室長 川島 直子  
TEL. 03-5643-3783

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

|                        |   |
|------------------------|---|
| (1) 処分期日               | 2026年4月24日  |
| (2) 処分する株式の種類及び株式数     | 当社普通株式 11,619株  |
| (3) 処分価額               | 1株につき1,236円   |
| (4) 処分総額               | 14,361,084円   |
| (5) 処分予定先及びその人数並びに株式の数 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）<br>6名 8,483株<br>執行役員<br>4名 3,136株 |

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2021年3月25日開催の第74期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象となる取締役に対して年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び対象となる取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の概要等につき、ご承認をいただいております。

また、2025年10月28日開催の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といい、執行役員と総称して「対象役員」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、年額70百万円以内とし、発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年10万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

#### <本制度の概要>

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける対象役員に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象役員は、あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役6名及び執行役員4名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計14,361,084円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、ひいては当社の普通株式11,619株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

対象役員は、2026年4月24日（払込期日）から当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間（2027年4月1日までに退任又は退職した場合（任期満了若しくは定年その他甲の取締役会が正当と認める理由による場合又は死亡により退任又は退職した場合を除く。）には、2027年4月1日までの間とし、以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （2）当社による無償取得

対象役員が、払込期日の直近の定時株主総会の終結時から翌年の定時株主総会の終結時までの期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）の地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、任期満了若しくは定年その他当社の取締役会が正当と認める理由による場合又は死亡による場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において、下記（3）の譲渡制限の解除条件の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、その時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

##### （3）譲渡制限の解除条件

当社は、対象役員が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、上記（2）に定める任期満了若しくは定年その他当社の取締役会が正当と認める理由又は死亡により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合、当該退任又は退職の直後の時点をもって、払込期日を含む月から当該退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

##### （4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### （5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年3月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,236円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上